

監査基準委員会報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改正について

2022年 6月 16日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 315</p> <p style="text-align: center;">重要な虚偽表示リスクの識別と評価</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 6月 8日 改正 2021年 8月 19日 <u>最終改正</u> 2022年 6月 16日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第79号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. リスク評価手続とこれに関連する活動》(第12項から第17項参照) (省略)</p> <p>《(8) 他の情報源からの情報》(第14項参照) (省略)</p> <p>《② その他の関連する情報源》 A35. その他の関連する情報源には、以下が含まれる。 ・ 監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」に従った、監査契約の新規の締結及び更新に関する監査人の手続並びに到達した結論(監基報 220 <u>第22項から第24項</u>参照)</p>	<p>監査基準委員会報告書 315</p> <p style="text-align: center;">重要な虚偽表示リスクの識別と評価</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 6月 12日 改正 2021年 6月 8日 <u>最終改正</u> 2021年 8月 19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第79号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. リスク評価手続とこれに関連する活動》(第12項から第17項参照) (省略)</p> <p>《(8) 他の情報源からの情報》(第14項参照) (省略)</p> <p>《② その他の関連する情報源》 A35. その他の関連する情報源には、以下が含まれる。 ・ 監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」に従った、監査契約の新規の締結及び更新に関する監査人の手続並びに到達した結論(監基報 220 <u>第11項</u>参照)</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 監査責任者が企業に対して実施した監査以外の業務。監査責任者は、企業に対して監査以外の業務を実施した際に、監査に関連する知識（企業及び企業環境に関する知識を含む。）を得ることがある。このような業務には、合意された手続業務やその他の監査又は保証業務（法令で追加的に要求される報告事項に対応するための業務を含む。）が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査責任者が企業に対して実施した監査以外の業務。監査責任者は、企業に対して監査以外の業務を実施した際に、監査に関連する知識（企業及び企業環境に関する知識を含む。）を得ることがある。このような業務には、合意された手続業務やその他の監査又は保証業務（法令で追加的に要求される報告事項に対応するための業務を含む。）が含まれる。
（省 略）	（省 略）
<p>《3. 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解》（第18項から第26項参照）</p>	<p>《3. 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解》（第18項から第26項参照）</p>
（省 略）	（省 略）
<p>《(3) 企業及び企業環境》（第18項(1)参照）</p>	<p>《(3) 企業及び企業環境》（第18項(1)参照）</p>
（省 略）	（省 略）
<p>《② 産業、規制等の外部要因》（第18項(1)②参照）</p>	<p>《② 産業、規制等の外部要因》（第18項(1)②参照）</p>
<p>《ア. 産業》</p>	<p>《ア. 産業》</p>
<p>A61. 企業が属する産業によっては、事業の性質及び規制等の程度により、特定の重要な虚偽表示リスクが生じることがある。</p>	<p>A61. 企業が属する産業によっては、事業の性質及び規制等の程度により、特定の重要な虚偽表示リスクが生じることがある。</p>
<p>例 建設業における長期工事契約には、重要な虚偽表示リスクを発生させる収益及び費用の見積りが含まれていることがある。このような場合には、適性と適切な能力を有するメンバーを監査チームに含めることが重要である。（監基報220第25項から第28項参照）</p>	<p>例 建設業における長期工事契約には、重要な虚偽表示リスクを発生させる収益及び費用の見積りが含まれていることがある。このような場合には、必要な知識と経験を有するメンバーを監査チームに含めることが重要である。（監基報220第13項参照）</p>
（省 略）	（省 略）
<p>《4. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》（第27項から第36項参照）</p>	<p>《4. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》（第27項から第36項参照）</p>
（省 略）	（省 略）
<p>《(5) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》（第27項(2)参照）</p>	<p>《(5) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》（第27項(2)参照）</p>
（省 略）	（省 略）
<p>《② アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》</p>	<p>《② アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》</p>
<p>《ア. 固有リスクの評価》（第30項から第32項参照）</p>	<p>《ア. 固有リスクの評価》（第30項から第32項参照）</p>
（省 略）	（省 略）
<p>《特別な検討を必要とするリスク》（第31項参照）</p>	<p>《特別な検討を必要とするリスク》（第31項参照）</p>
<p>《特別な検討を必要とするリスクを決定する理由及び監査への影響》</p>	<p>《特別な検討を必要とするリスクを決定する理由及び監査への影響》</p>
<p>A203. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクを決定することで、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクにより重点を置くことができ、以下の事項を含む要求された特定の対応を実施することができる。</p>	<p>A203. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクを決定することで、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクにより重点を置くことができ、以下の事項を含む要求された特定の対応を実施することができる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 第25項(1)①では、特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制を識別し、第25項(4)では、当該内部統制が効果的にデザインされ、業務に適用されているかどうかを評価することを要求している。 	<ul style="list-style-type: none"> 第25項(1)①では、特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制を識別し、第25項(4)では、当該内部統制が効果的にデザインされ、業務に適用されているかどうかを評価することを要求している。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書 330 は、特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制の運用評価手続は、当年度の監査において実施すること（監査人が当該内部統制の運用状況の有効性に依拠する場合）、及び識別した特別な検討を必要とするリスクに個別に対応する実証手続を計画し実施することを要求している。（監基報 330 第 14 項及び第 20 項参照） ・ 監査基準委員会報告書 330 は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手することを要求している。（監基報 330、第 6 項(2)参照） ・ 監査基準委員会報告書 260 は、監査人が識別した特別な検討を必要とするリスクについて監査役等とのコミュニケーションを要求している。（監基報 260 第 13 項参照） ・ 監査基準委員会報告書 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」は、監査上の主要な検討事項となる可能性のある、監査人が特に注意を払った事項を決定する際には、特別な検討を必要とするリスクを考慮することを要求している。（監基報 701 第 8 項参照） <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査責任者が、監査の実施中の適切な段階で適時に監査調書を査閲することによって、監査報告書日以前に、特別な検討を必要とするリスクを含む重要な事項を監査責任者が納得した上で適時に解決することが可能となる。（監基報 220 第 32 項及び A87 項から A89 項参照） ・ 監査基準委員会報告書 600 は、特別な検討を必要とするリスクがグループ財務諸表の監査における構成単位に関係し、グループ監査チームが構成単位の監査人に必要とされる作業を指示する場合に、グループ監査責任者による更なる関与を要求している。（監基報 600 第 29 項及び第 30 項参照） <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書 330 は、特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制の運用評価手続は、当年度の監査において実施すること（監査人が当該内部統制の運用状況の有効性に依拠する場合）、及び識別した特別な検討を必要とするリスクに個別に対応する実証手続を計画し実施することを要求している。（監基報 330 第 14 項及び第 20 項参照） ・ 監査基準委員会報告書 330 は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手することを要求している。（監基報 330、第 6 項(2)参照） ・ 監査基準委員会報告書 260 は、監査人が識別した特別な検討を必要とするリスクについて監査役等とのコミュニケーションを要求している。（監基報 260 第 13 項参照） ・ 監査基準委員会報告書 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」は、監査上の主要な検討事項となる可能性のある、監査人が特に注意を払った事項を決定する際には、特別な検討を必要とするリスクを考慮することを要求している。（監基報 701 第 8 項参照） ・ 監査責任者が、監査の実施中の適切な段階で適時に監査調書を査閲することによって、監査報告書日以前に、特別な検討を必要とするリスクを含む重要な事項を監査責任者が納得できるように適時に解決することが可能となる。（監基報 220 第 16 項及び A15 項参照） ・ 監査基準委員会報告書 600 は、特別な検討を必要とするリスクがグループ財務諸表の監査における構成単位に関係し、グループ監査チームが構成単位の監査人に必要とされる作業を指示する場合に、グループ監査責任者による更なる関与を要求している。（監基報 600 第 29 項及び第 30 項参照） <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本報告書（2022 年 6 月 16 日）は、2023 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。なおその場合、品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2022 年 6 月 16 日）、品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2022 年 6 月 16 日）及び監査基準委員会報告書 220（2022 年 6 月 16 日）と同時に適用する。</u> 	<p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

新	旧
以 上	以 上

以 上